

# 平成 30 年分 相続税の申告事績の概要

---

令和元年 12 月  
広島国税局

## I 平成 30 年分における相続税の申告事績の概要

## II 参考計表

- 1 被相続人数の推移
- 2 課税割合の推移
- 3 相続税の課税価格及び税額の推移
- 4 相続財産の金額の推移
- 5 相続財産の金額の構成比の推移

# I 平成 30 年分における相続税の申告事績の概要

平成 30 年分における被相続人数（死亡者数）は 89,644 人（前年対比 101.5%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は 6,068 人（同 100.2%）で、その課税価格の総額は 6,879 億円（同 96.3%）、申告税額の総額は 696 億円（同 90.4%）でした。

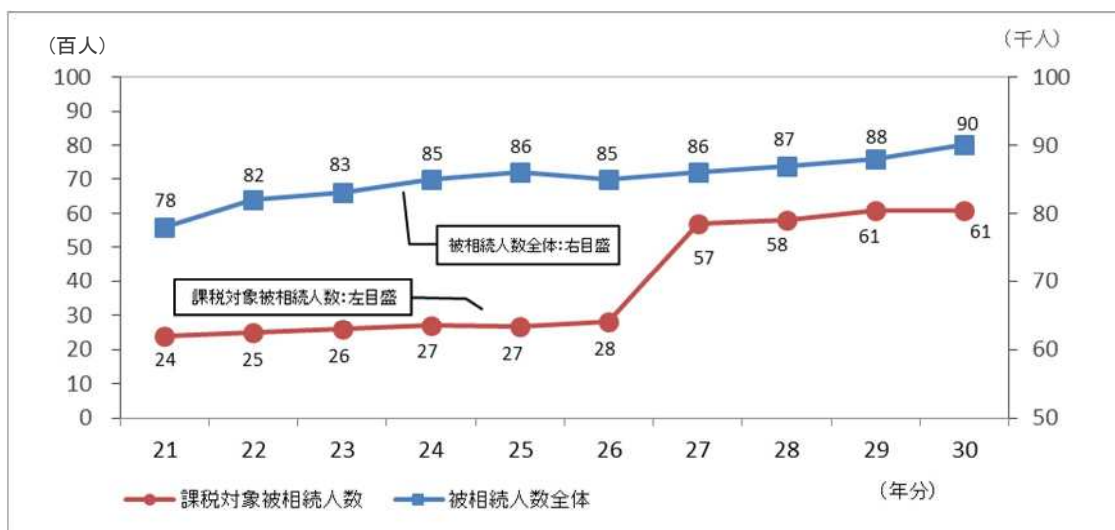
## ➤ 相続税の申告事績

項目	年分等	年分等		対前年比
		平成29年分 <sup>(注1)</sup>	平成30年分 <sup>(注2)</sup>	
①	被相続人数(死亡者数) <sup>(注3)</sup>	人 88,341	人 89,644	% 101.5
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 1,364 6,055	人 外 1,481 6,068	% 外 108.6 100.2
③	課税割合 (②/①)	% 6.9	% 6.8	ポイント ▲ 0.1
④	相続税の納税者である相続人数	人 13,108	人 13,206	% 100.7
⑤	課税価格 <sup>(注4)</sup>	億円 外 791 7,144	億円 外 817 6,879	% 外 103.3 96.3
⑥	税額	億円 770	億円 696	% 90.4
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	万円 外 5,799 11,798	万円 外 5,517 11,337	% 外 95.1 96.1
⑧		万円 1,272	万円 1,147	% 90.2

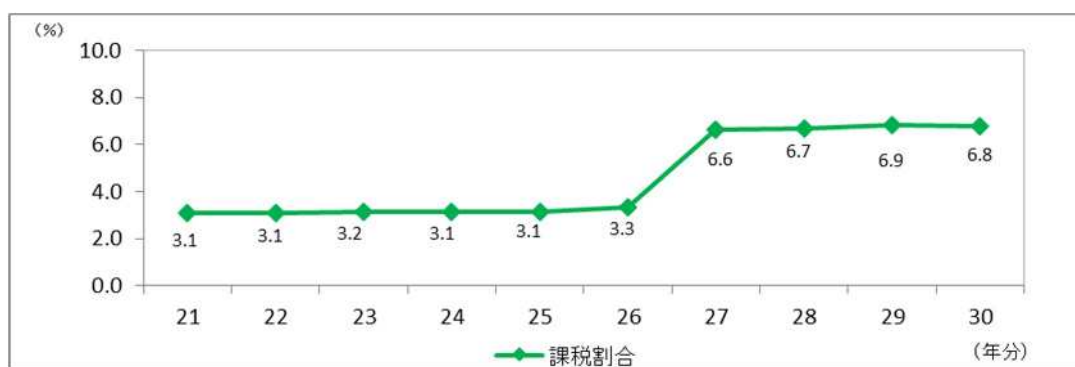
- (注) 1 平成 29 年分は、平成 30 年 10 月 31 日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。  
 2 平成 30 年分は、令和元年 10 月 31 日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。  
 3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」のデータに基づく。  
 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前 3 年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。  
 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

## Ⅱ 参考計表

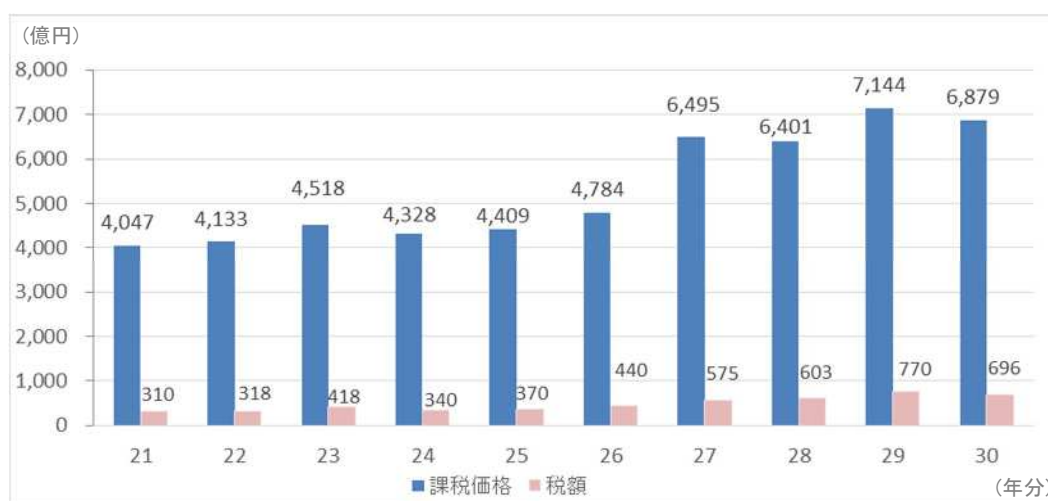
### 1 被相続人数の推移



### 2 課税割合の推移



### 3 相続税の課税価格及び税額の推移



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

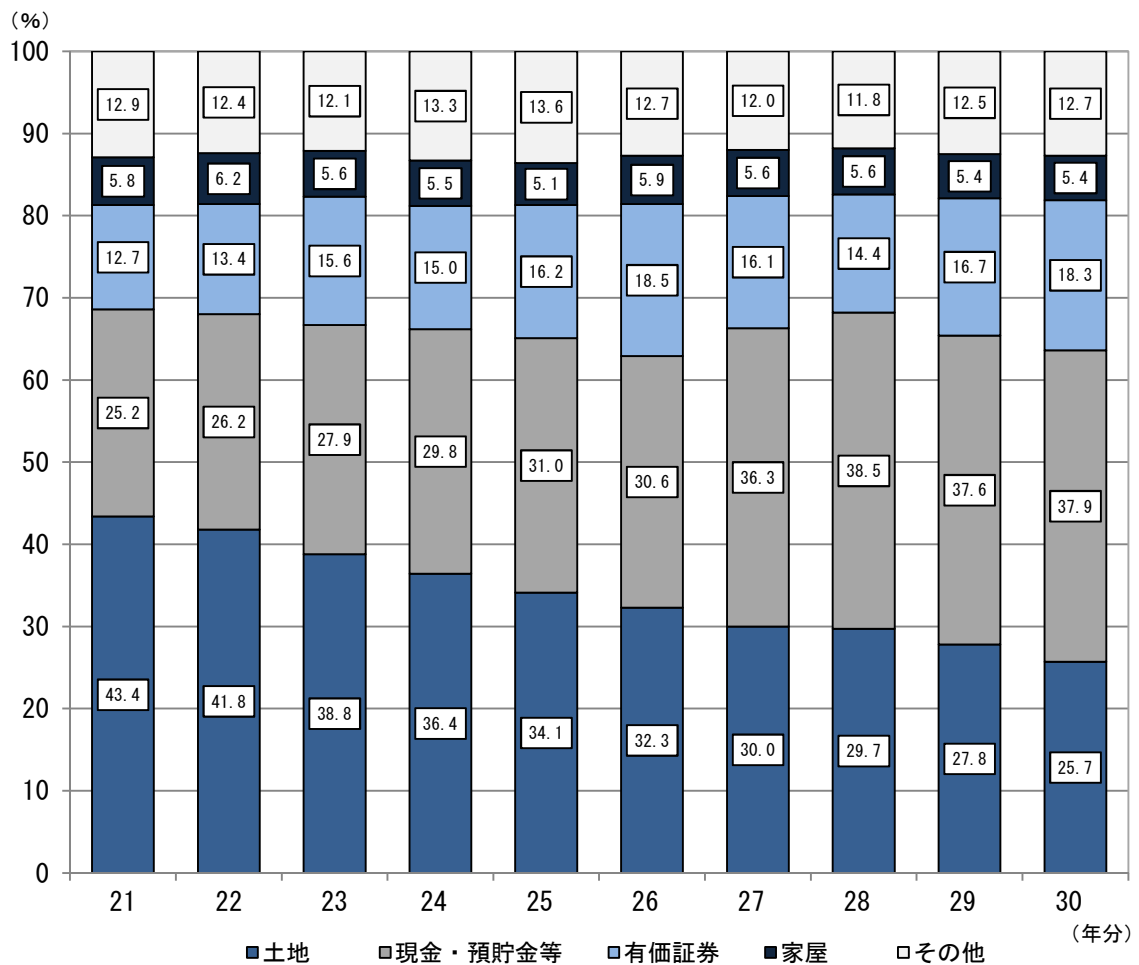
## 4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

項目 年分	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成21年	1,886	250	553	1,100	560	4,349
22	1,867	277	597	1,179	553	4,473
23	1,865	269	751	1,341	580	4,805
24	1,685	255	693	1,382	616	4,631
25	1,581	237	751	1,435	633	4,636
26	1,637	298	940	1,549	645	5,068
27	2,045	384	1,095	2,475	820	6,819
28	2,012	379	977	2,604	793	6,765
29	2,096	409	1,258	2,830	943	7,536
30	1,870	390	1,335	2,758	928	7,281

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

## 5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

# 平成 30 年分 相続税の申告事績の概要

---

令和元年 12 月  
広島国税局  
【鳥取県】

## I 平成 30 年分における相続税の申告事績の概要

## II 参考計表

- 1 被相続人数の推移
- 2 課税割合の推移
- 3 相続税の課税価格及び税額の推移
- 4 相続財産の金額の推移
- 5 相続財産の金額の構成比の推移

# I 平成 30 年分における相続税の申告事績の概要

平成 30 年分における被相続人数（死亡者数）は 7,309 人（前年対比 97.0%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は 321 人（同 92.5%）で、その課税価格の総額は 307 億円（同 90.6%）、申告税額の総額は 23 億円（同 100.0%）でした。

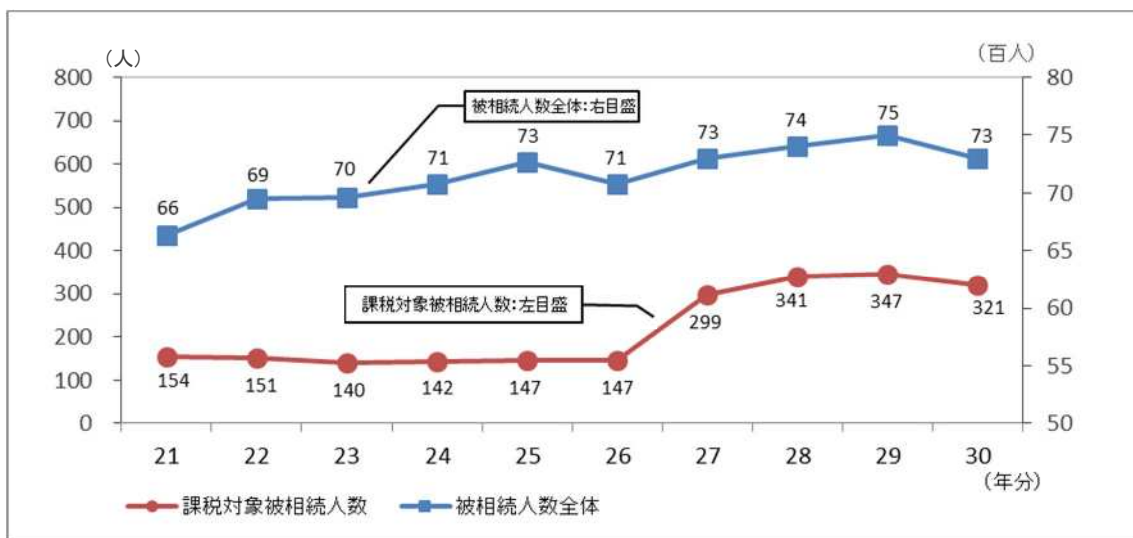
## ➤ 相続税の申告事績

項目	年分等	年分等		対前年比
		平成29年分 <sup>(注1)</sup>	平成30年分 <sup>(注2)</sup>	
①	被相続人数(死亡者数) <sup>(注3)</sup>	人 7,536	人 7,309	% 97.0
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 80 347	人 外 77 321	% 外 96.3 92.5
③	課税割合 (②/①)	% 4.6	% 4.4	ポイント ▲ 0.2
④	相続税の納税者である相続人数	人 722	人 716	% 99.2
⑤	課税価格 <sup>(注4)</sup>	億円 外 46 339	億円 外 44 307	% 外 95.7 90.6
⑥	税額	億円 23	億円 23	% 100.0
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	万円 外 5,702 9,779	万円 外 5,714 9,564	% 外 100.2 97.8
⑧		万円 650	万円 717	% 110.3

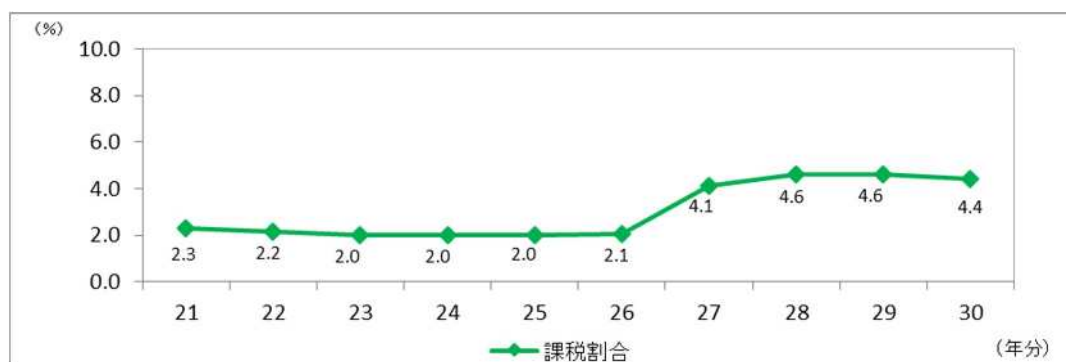
- (注) 1 平成 29 年分は、平成 30 年 10 月 31 日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。  
 2 平成 30 年分は、令和元年 10 月 31 日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。  
 3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」のデータに基づく。  
 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前 3 年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。  
 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

## Ⅱ 参考計表

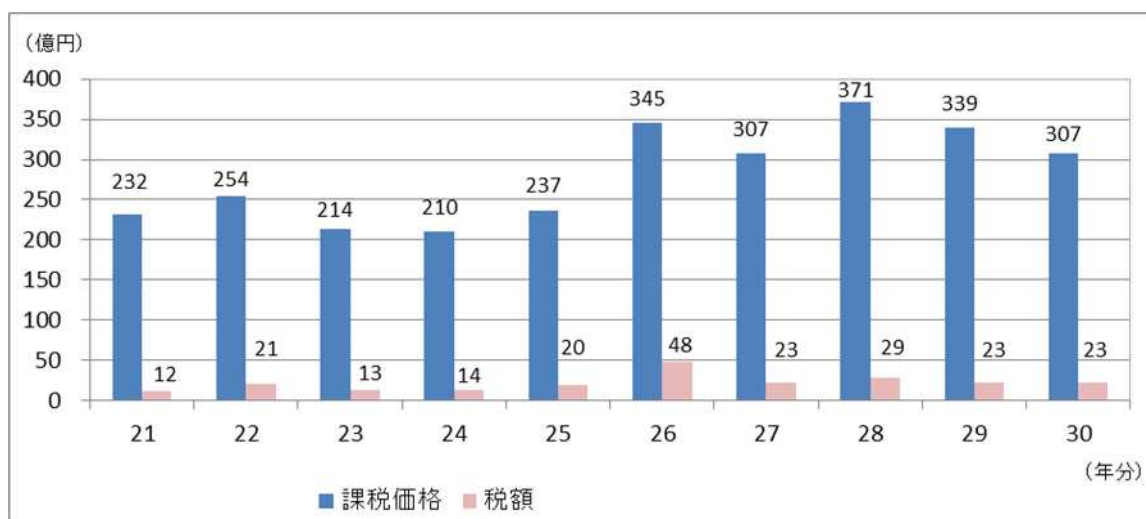
### 1 被相続人数の推移



### 2 課税割合の推移



### 3 相続税の課税価格及び税額の推移



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

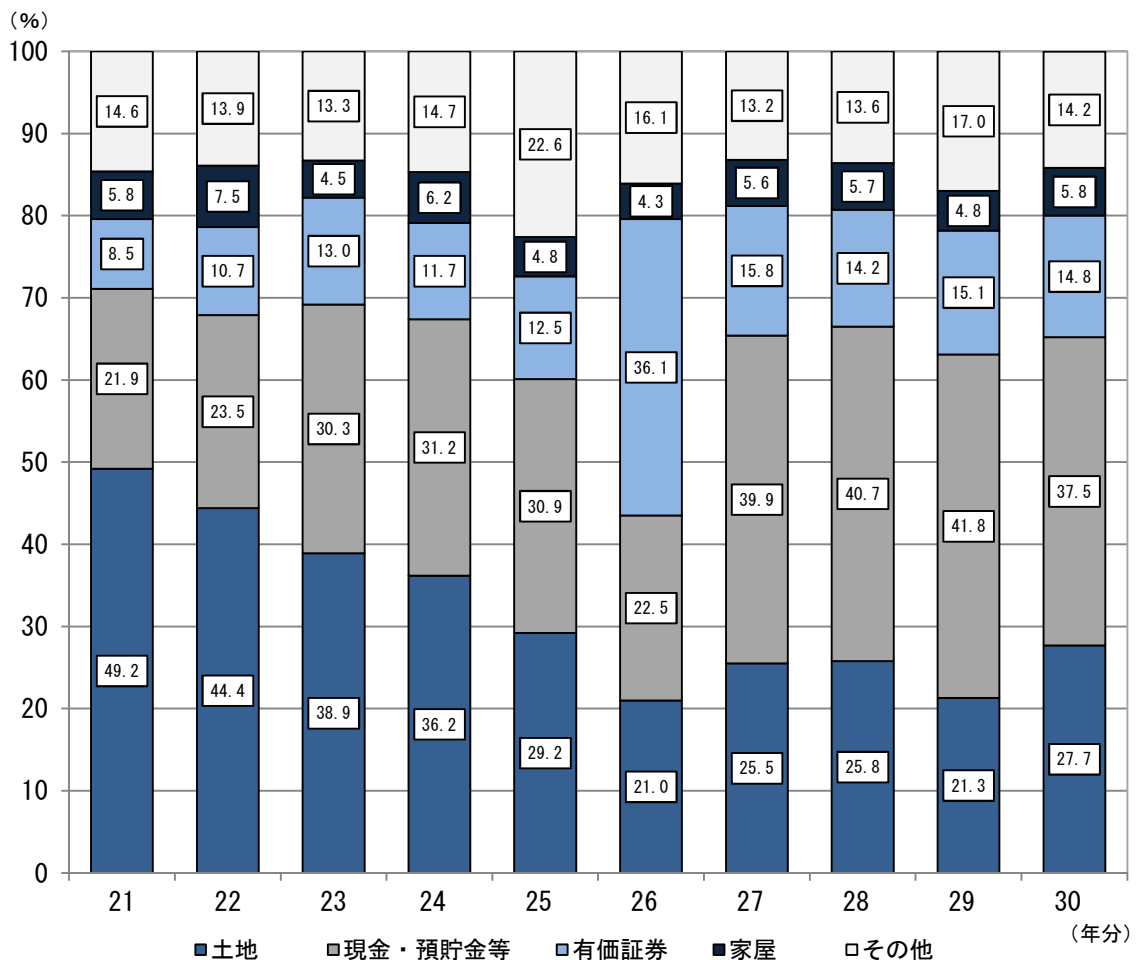
## 4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

項目 年分	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成21年	128	15	22	57	38	260
22	123	21	30	65	38	277
23	86	10	29	67	29	220
24	83	14	27	71	33	228
25	72	12	31	76	55	245
26	77	16	133	83	60	369
27	83	18	52	130	43	326
28	102	22	56	160	54	394
29	75	17	53	147	60	352
30	90	19	48	122	46	325

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

## 5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。



# 平成 30 年分 相続税の申告事績の概要

---

令和元年 12 月  
広島国税局  
【島根県】

## I 平成 30 年分における相続税の申告事績の概要

## II 参考計表

- 1 被相続人数の推移
- 2 課税割合の推移
- 3 相続税の課税価格及び税額の推移
- 4 相続財産の金額の推移
- 5 相続財産の金額の構成比の推移

# I 平成 30 年分における相続税の申告事績の概要

平成 30 年分における被相続人数（死亡者数）は 9,724 人（前年対比 100.3%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は 416 人（同 100.5%）で、その課税価格の総額は 432 億円（同 92.9%）、申告税額の総額は 31 億円（同 75.6%）でした。

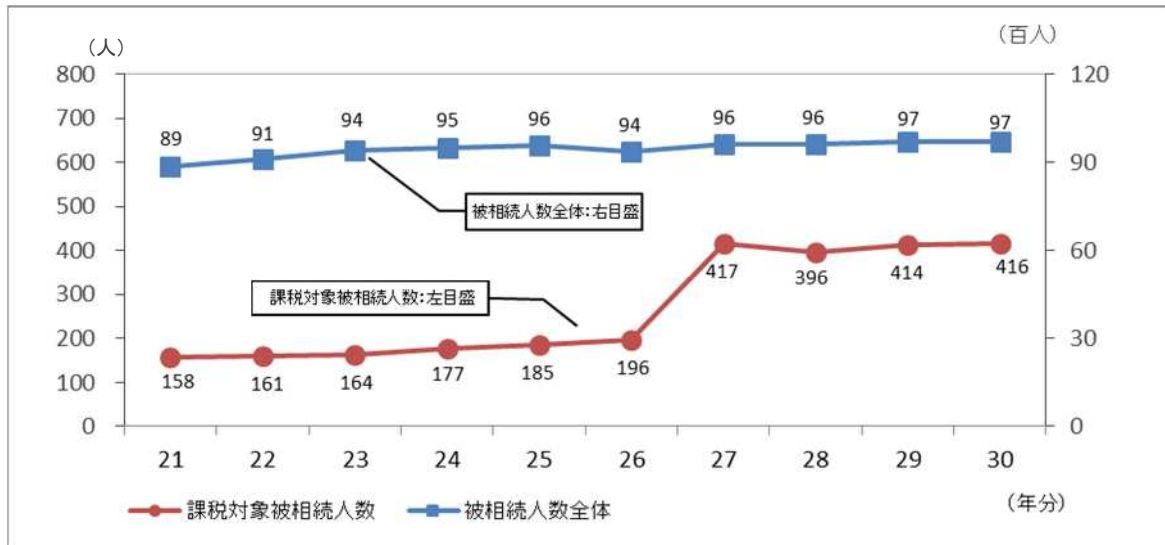
## ➤ 相続税の申告事績

項目	年分等	年分等		対前年比
		平成29年分 <sup>(注1)</sup>	平成30年分 <sup>(注2)</sup>	
①	被相続人数(死亡者数) <sup>(注3)</sup>	9,694 人	9,724 人	100.3 %
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 99 414 人	外 92 416 人	外 92.9 100.5 %
③	課税割合 (②/①)	4.3 %	4.3 %	±0.0 ポイント
④	相続税の納税者である相続人数	898 人	903 人	100.6 %
⑤	課税価格 <sup>(注4)</sup>	外 56 465 億円	外 49 432 億円	外 87.5 92.9 %
⑥	税額	41 億円	31 億円	75.6 %
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	外 5,694 11,228 万円 <sup>(注4)</sup>	外 5,326 10,385 万円	外 93.5 92.5 %
⑧		984 万円	745 万円	75.7 %

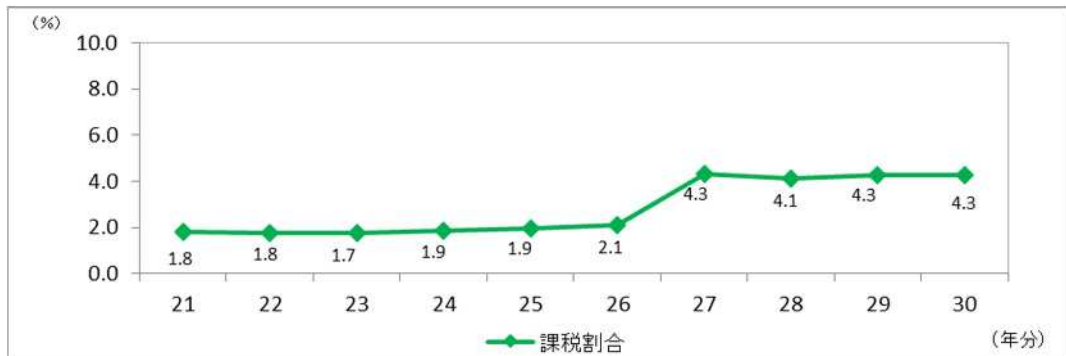
- (注) 1 平成 29 年分は、平成 30 年 10 月 31 日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。  
 2 平成 30 年分は、令和元年 10 月 31 日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。  
 3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」のデータに基づく。  
 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前 3 年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。  
 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

## Ⅱ 参考計表

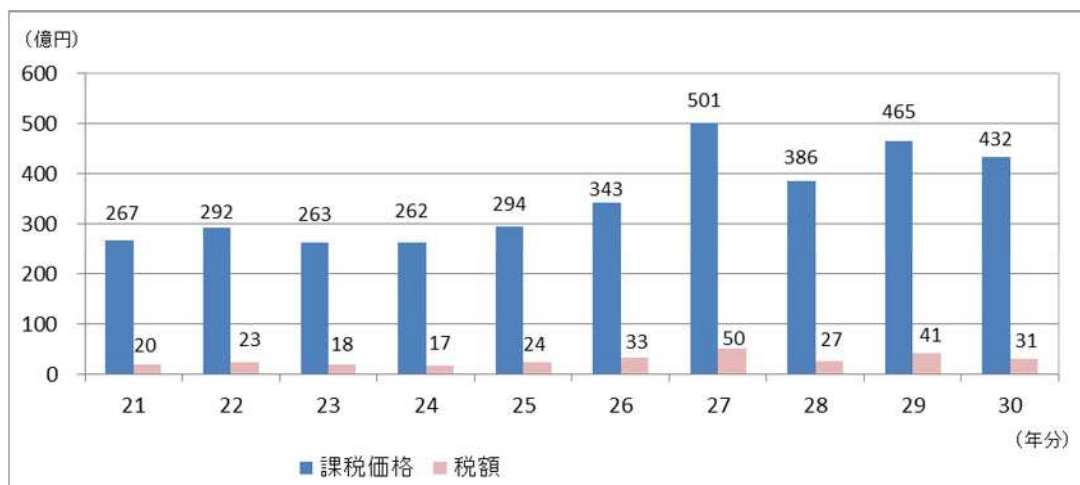
### 1 被相続人数の推移



### 2 課税割合の推移



### 3 相続税の課税価格及び税額の推移



- (注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

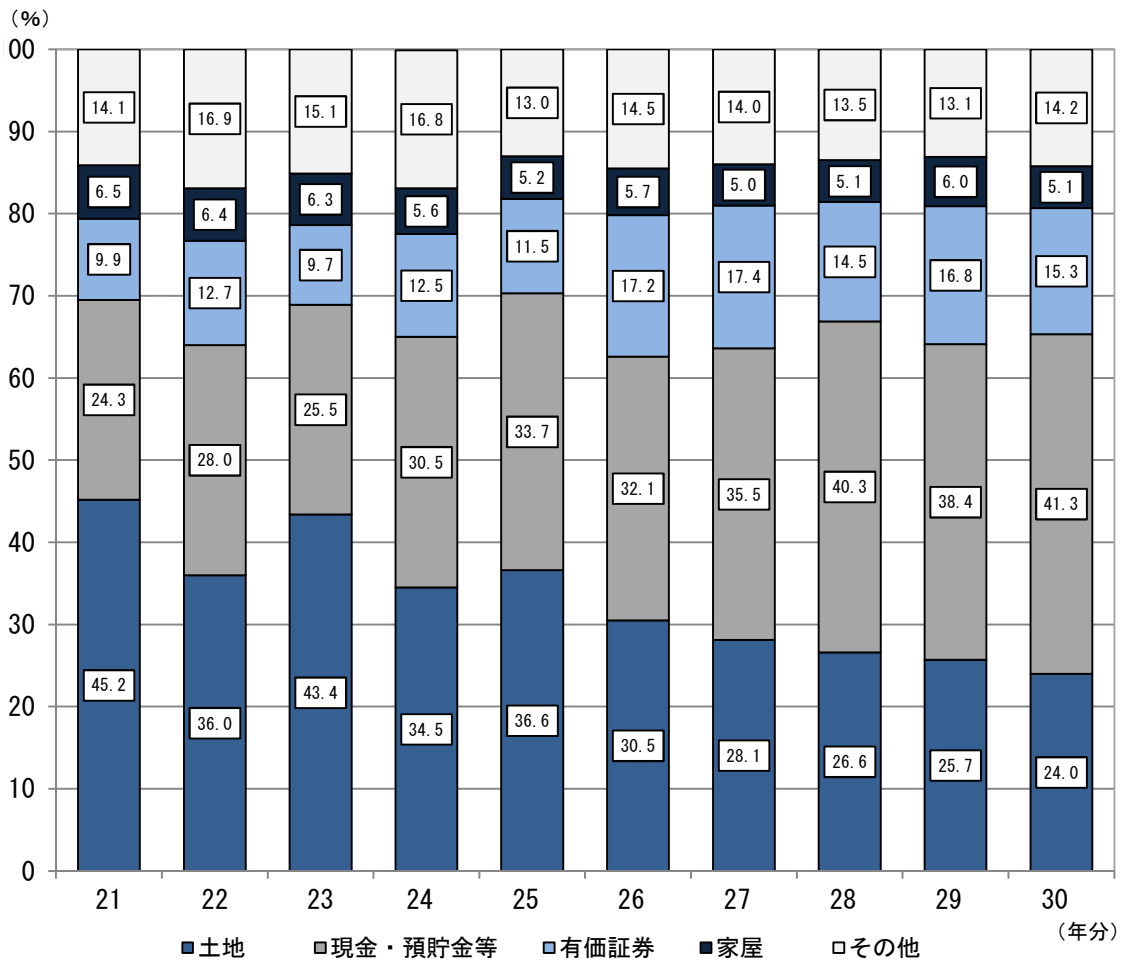
## 4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

年分	項目	土地	家屋	有価証券	現金・預貯金等	その他	合計
平成21年		132	19	29	71	41	292
22		113	20	40	87	53	312
23		123	18	27	72	43	283
24		93	15	34	82	45	270
25		112	16	35	103	40	305
26		108	20	61	114	52	355
27		145	26	90	183	72	516
28		106	20	57	160	54	397
29		125	29	82	187	64	487
30		108	23	69	186	64	450

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

## 5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

# 平成 30 年分 相続税の申告事績の概要

---

令和元年 12 月  
広島国税局  
【岡山県】

## I 平成 30 年分における相続税の申告事績の概要

## II 参考計表

- 1 被相続人数の推移
- 2 課税割合の推移
- 3 相続税の課税価格及び税額の推移
- 4 相続財産の金額の推移
- 5 相続財産の金額の構成比の推移

# I 平成 30 年分における相続税の申告事績の概要

平成 30 年分における被相続人数（死亡者数）は 22,429 人（前年対比 103.8%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は 1,631 人（同 103.2%）で、その課税価格の総額は 1,929 億円（同 104.2%）、申告税額の総額は 191 億円（同 96.5%）でした。

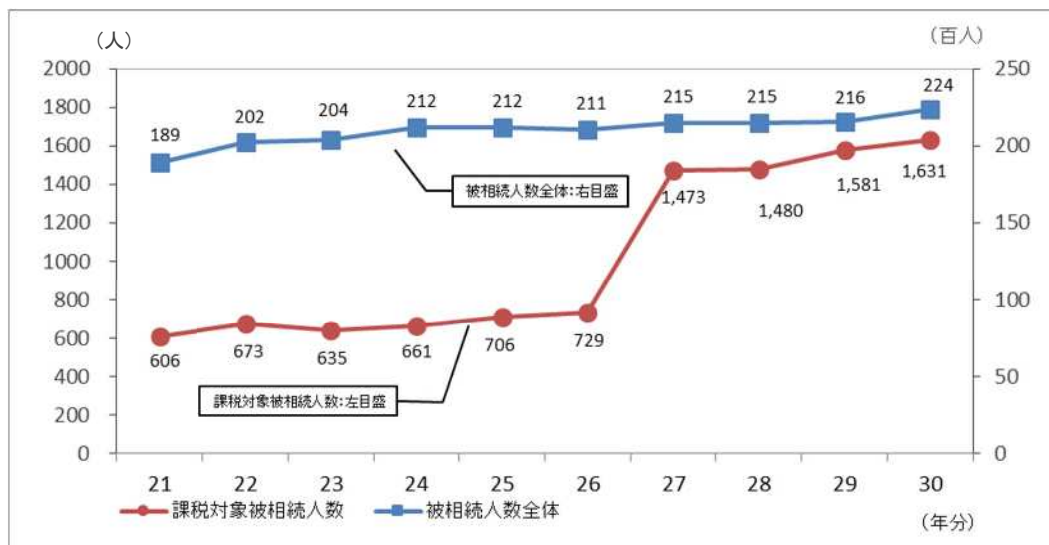
## ➤ 相続税の申告事績

項目	年分等	年分等		対前年比
		平成29年分 <sup>(注1)</sup>	平成30年分 <sup>(注2)</sup>	
①	被相続人数(死亡者数) <sup>(注3)</sup>	人 21,604	人 22,429	% 103.8
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 336 人 1,581	外 345 人 1,631	外 102.7 % 103.2
③	課税割合 (②/①)	% 7.3	% 7.3	ポイント ±0.0
④	相続税の納税者である相続人数	人 3,481	人 3,480	% 100.0
⑤	課税価格 <sup>(注4)</sup>	外 206 億円 1,852	外 189 億円 1,929	外 91.7 % 104.2
⑥	税額	億円 198	億円 191	% 96.5
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	外 6,128 万円 11,717	外 5,478 万円 11,827	外 89.4 % 100.9
⑧		万円 1,249	万円 1,171	% 93.8

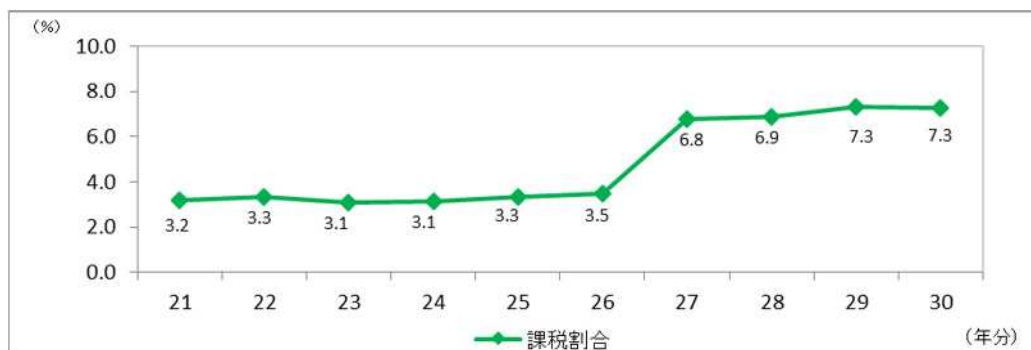
- (注) 1 平成 29 年分は、平成 30 年 10 月 31 日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。  
 2 平成 30 年分は、令和元年 10 月 31 日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。  
 3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」のデータに基づく。  
 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前 3 年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。  
 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

## Ⅱ 参考計表

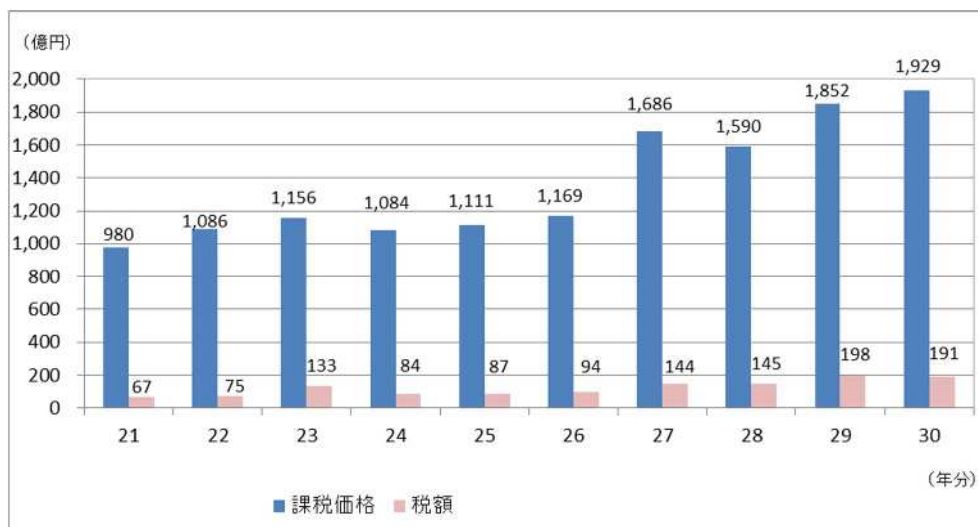
### 1 被相続人数の推移



### 2 課税割合の推移



### 3 相続税の課税価格及び税額の推移



- (注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

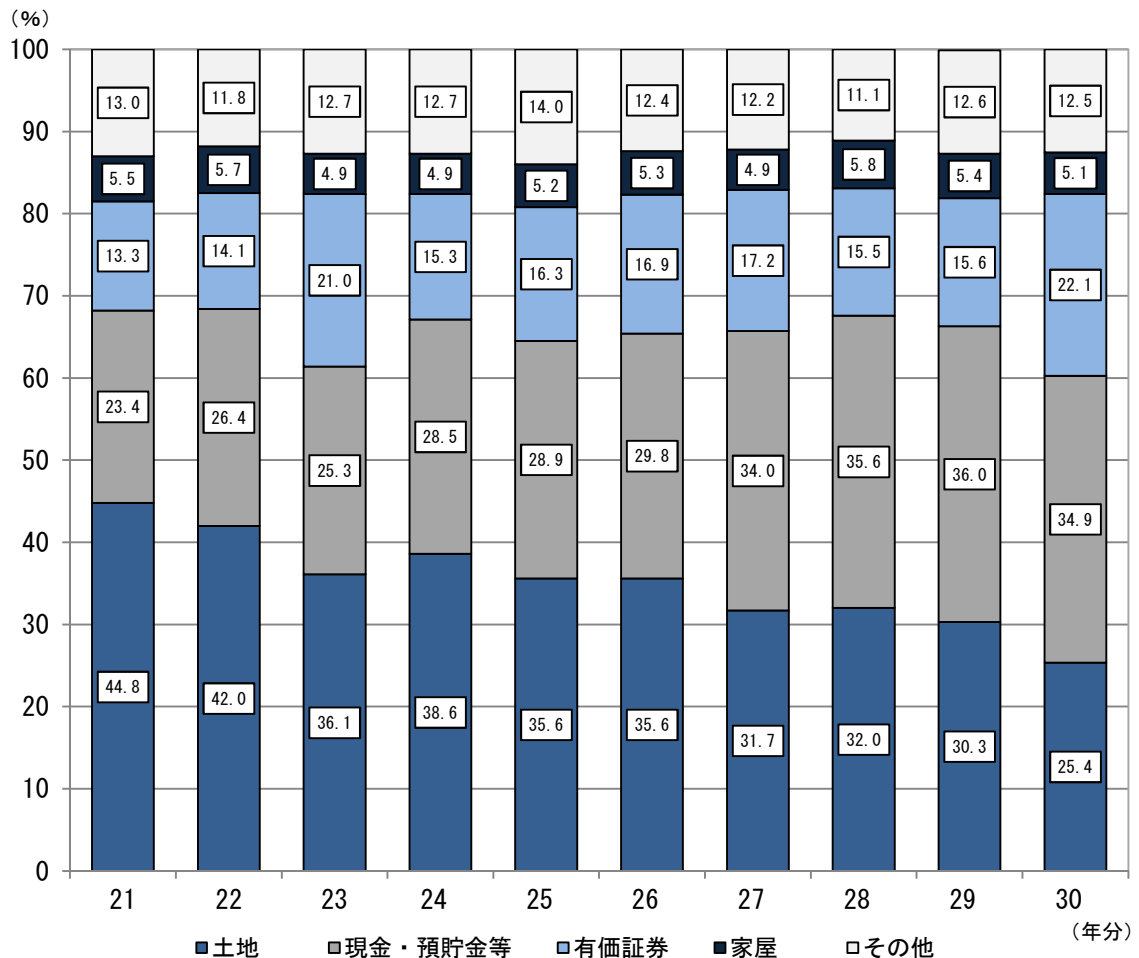
## 4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

項目 年分	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成21年	479	59	142	250	139	1,069
22	496	68	166	312	138	1,180
23	441	60	257	310	155	1,223
24	444	56	176	327	146	1,149
25	422	61	193	342	166	1,184
26	439	66	209	368	153	1,236
27	557	86	301	598	214	1,756
28	544	99	264	606	189	1,702
29	606	109	313	720	253	2,002
30	520	104	454	716	257	2,051

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

## 5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。



# 平成 30 年分 相続税の申告事績の概要

---

令和元年 12 月  
広島国税局  
【広島県】

## I 平成 30 年分における相続税の申告事績の概要

## II 参考計表

- 1 被相続人数の推移
- 2 課税割合の推移
- 3 相続税の課税価格及び税額の推移
- 4 相続財産の金額の推移
- 5 相続財産の金額の構成比の推移

# I 平成 30 年分における相続税の申告事績の概要

平成 30 年分における被相続人数（死亡者数）は 31,346 人（前年対比 101.8%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は 2,602 人（同 101.4%）で、その課税価格の総額は 3,036 億円（同 93.6%）、申告税額の総額は 333 億円（同 86.9%）でした。

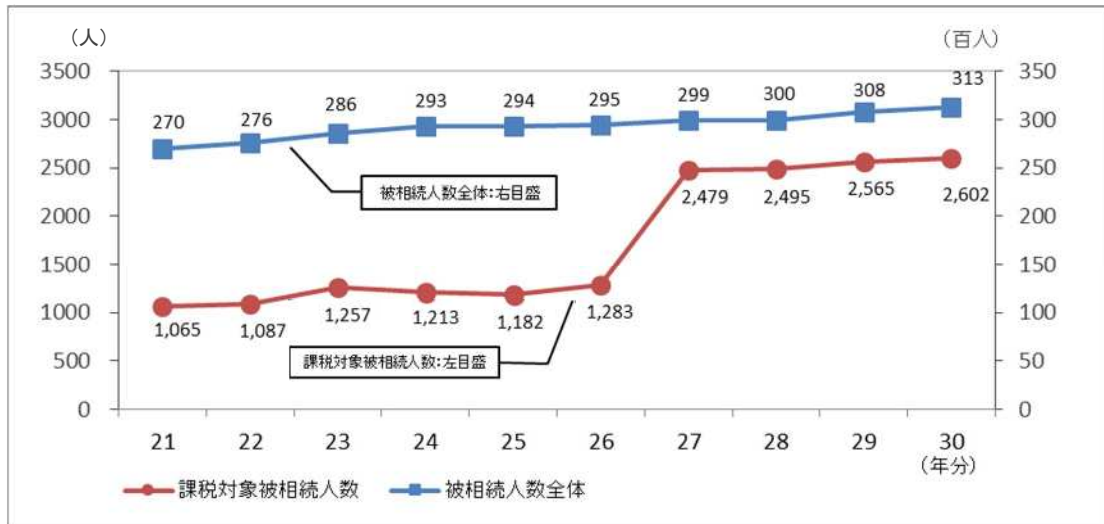
## ➤ 相続税の申告事績

項目	年分等	年分等		対前年比
		平成29年分 <sup>(注1)</sup>	平成30年分 <sup>(注2)</sup>	
①	被相続人数(死亡者数) <sup>(注3)</sup>	人 30,795	人 31,346	% 101.8
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 629 人 2,565	外 730 人 2,602	外 116.1 % 101.4
③	課税割合 (②/①)	% 8.3	% 8.3	ポイント ±0.0
④	相続税の納税者である相続人数	人 5,592	人 5,678	% 101.5
⑤	課税価格 <sup>(注4)</sup>	外 346 億円 3,242	外 402 億円 3,036	外 116.2 % 93.6
⑥	税額	億円 383	億円 333	% 86.9
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	外 5,495 万円 12,641	外 5,507 万円 11,668	外 100.2 % 92.3
⑧		万円 1,493	万円 1,280	% 85.7

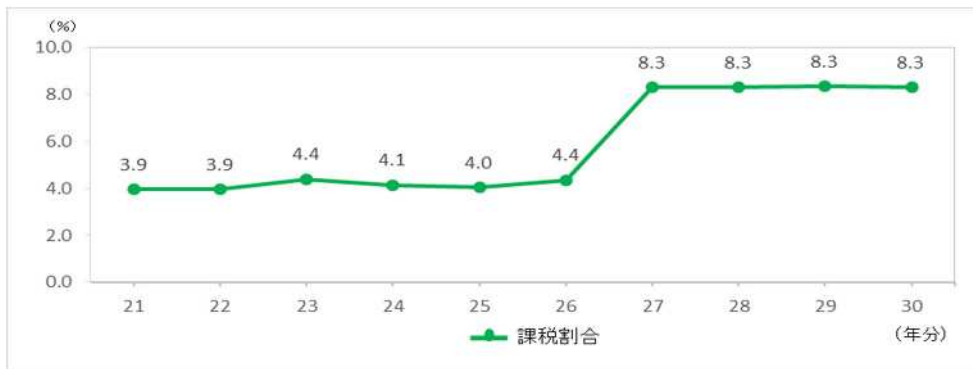
- (注) 1 平成 29 年分は、平成 30 年 10 月 31 日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。  
 2 平成 30 年分は、令和元年 10 月 31 日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。  
 3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」のデータに基づく。  
 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前 3 年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。  
 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

## Ⅱ 参考計表

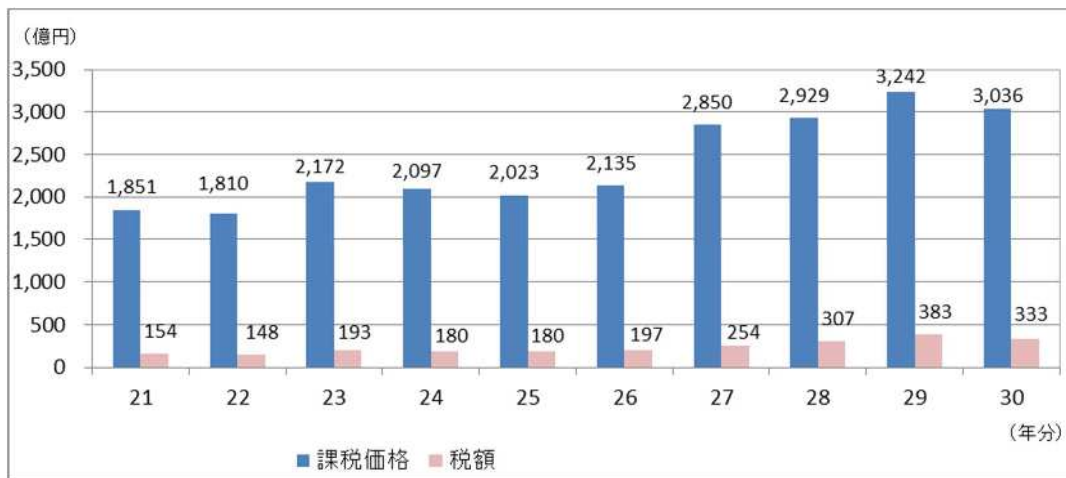
### 1 被相続人数の推移



### 2 課税割合の推移



### 3 相続税の課税価格及び税額の推移



- (注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

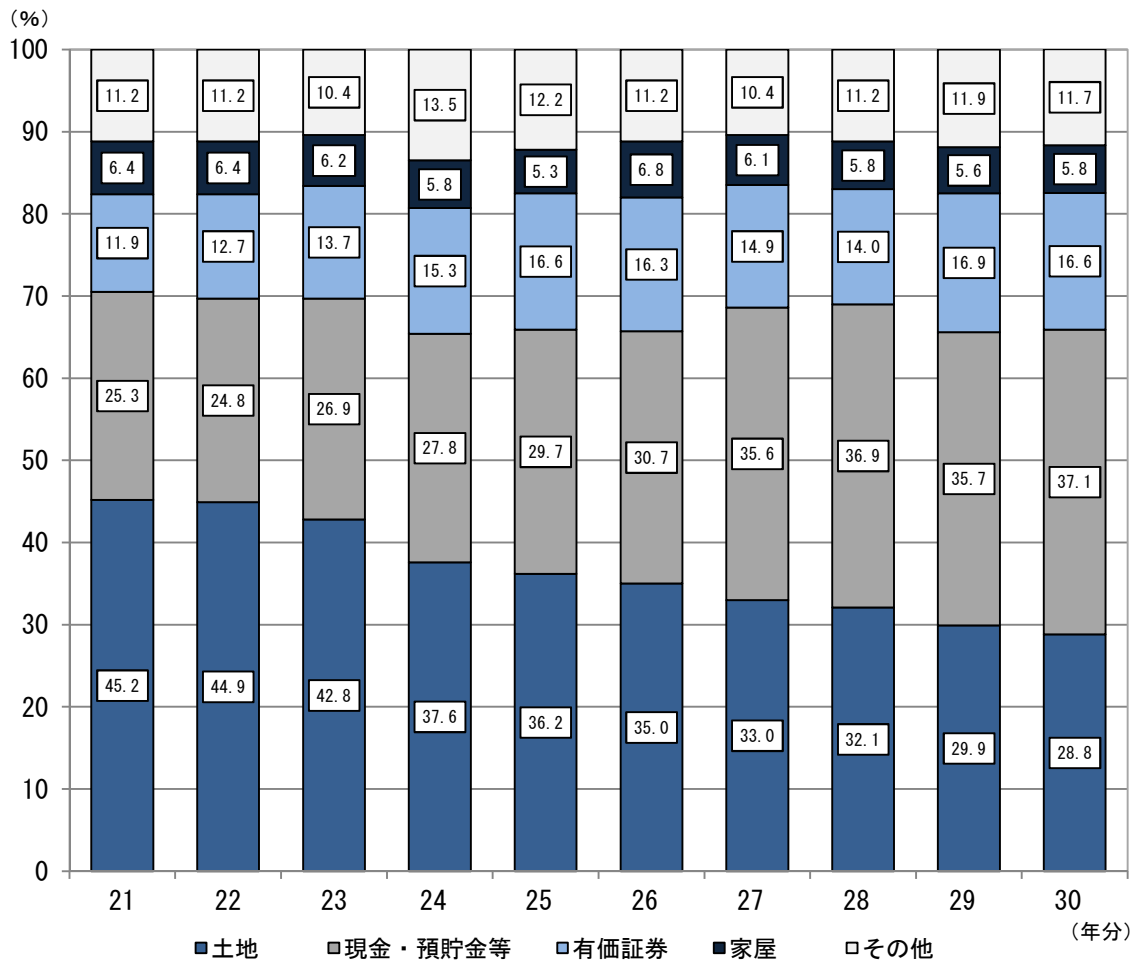
## 4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

項目 年分	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成21年	899	127	236	503	224	1,989
22	885	127	250	490	221	1,973
23	994	144	318	625	243	2,323
24	857	133	350	634	307	2,281
25	781	113	358	641	262	2,155
26	806	156	375	706	258	2,301
27	1,006	187	455	1,084	318	3,050
28	1,001	179	437	1,151	348	3,116
29	1,020	191	578	1,215	407	3,413
30	935	188	540	1,205	378	3,246

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

## 5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

# 平成 30 年分 相続税の申告事績の概要

---

令和元年 12 月  
広島国税局  
【山口県】

## I 平成 30 年分における相続税の申告事績の概要

## II 参考計表

- 1 被相続人数の推移
- 2 課税割合の推移
- 3 相続税の課税価格及び税額の推移
- 4 相続財産の金額の推移
- 5 相続財産の金額の構成比の推移

# I 平成 30 年分における相続税の申告事績の概要

平成 30 年分における被相続人数（死亡者数）は 18,836 人（前年対比 100.7%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は 1,098 人（同 95.6%）で、その課税価格の総額は 1,175 億円（同 94.4%）、申告税額の総額は 119 億円（同 94.4%）でした。

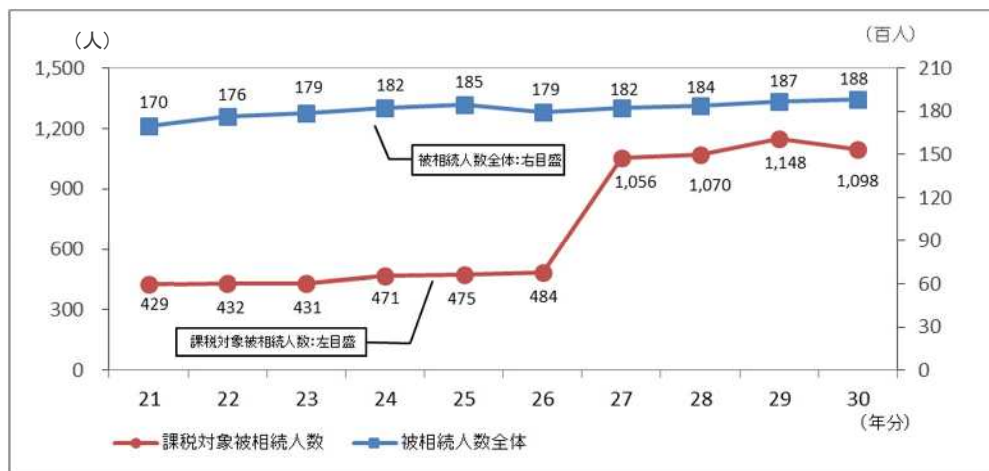
## ➤ 相続税の申告事績

項目	年分等	年分等		対前年比
		平成29年分 <sup>(注1)</sup>	平成30年分 <sup>(注2)</sup>	
①	被相続人数(死亡者数) <sup>(注3)</sup>	18,712 人	18,836 人	100.7 %
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 220 1,148 人	外 237 1,098 人	外 107.7 95.6 %
③	課税割合 (②/①)	6.1 %	5.8 %	▲ 0.3 ポイント
④	相続税の納税者である相続人数	2,415 人	2,429 人	100.6 %
⑤	課税価格 <sup>(注4)</sup>	外 138 1,245 億円	外 132 1,175 億円	外 95.7 94.4 %
⑥	税額	126 億円	119 億円	94.4 %
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	外 6,250 10,841 万円	外 5,570 10,701 万円	外 89.1 98.7 %
⑧		1,099 万円	1,084 万円	98.6 %

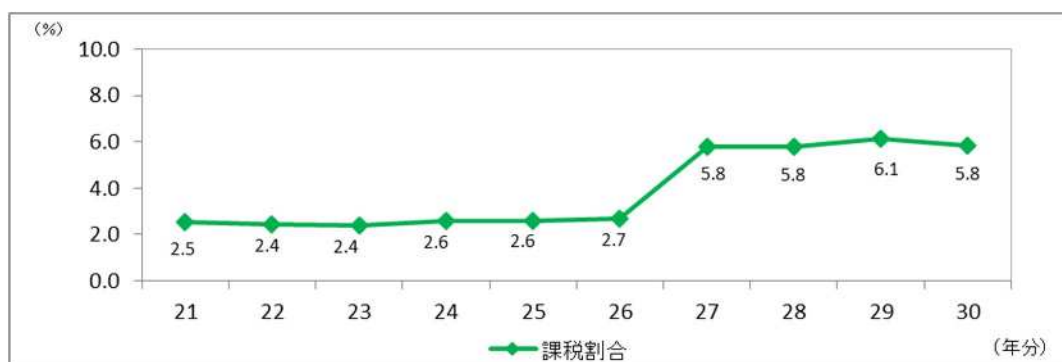
- (注) 1 平成 29 年分は、平成 30 年 10 月 31 日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。  
 2 平成 30 年分は、令和元年 10 月 31 日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。  
 3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」のデータに基づく。  
 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前 3 年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。  
 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

## Ⅱ 参考計表

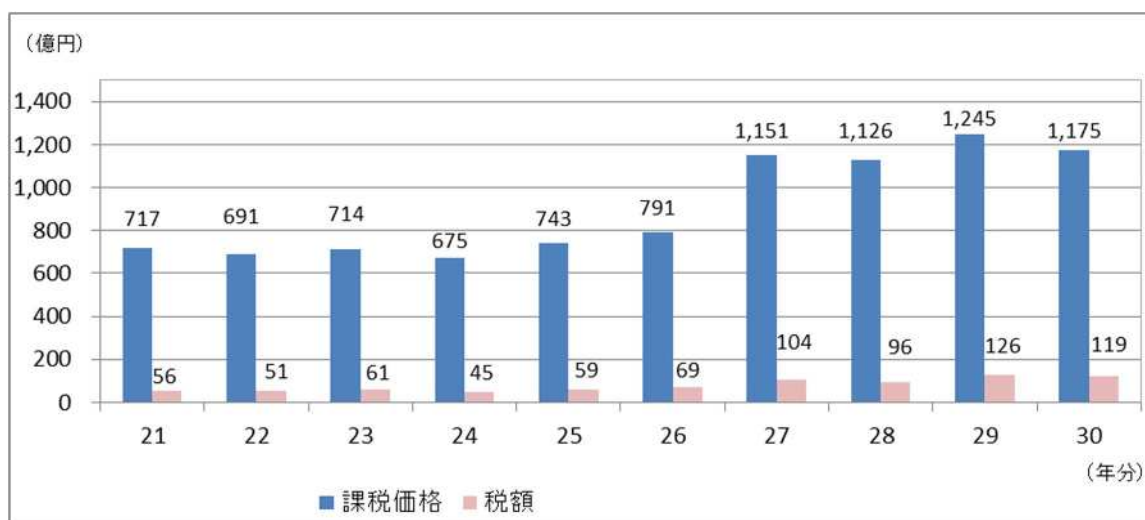
### 1 被相続人数の推移



### 2 課税割合の推移



### 3 相続税の課税価格及び税額の推移



- (注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

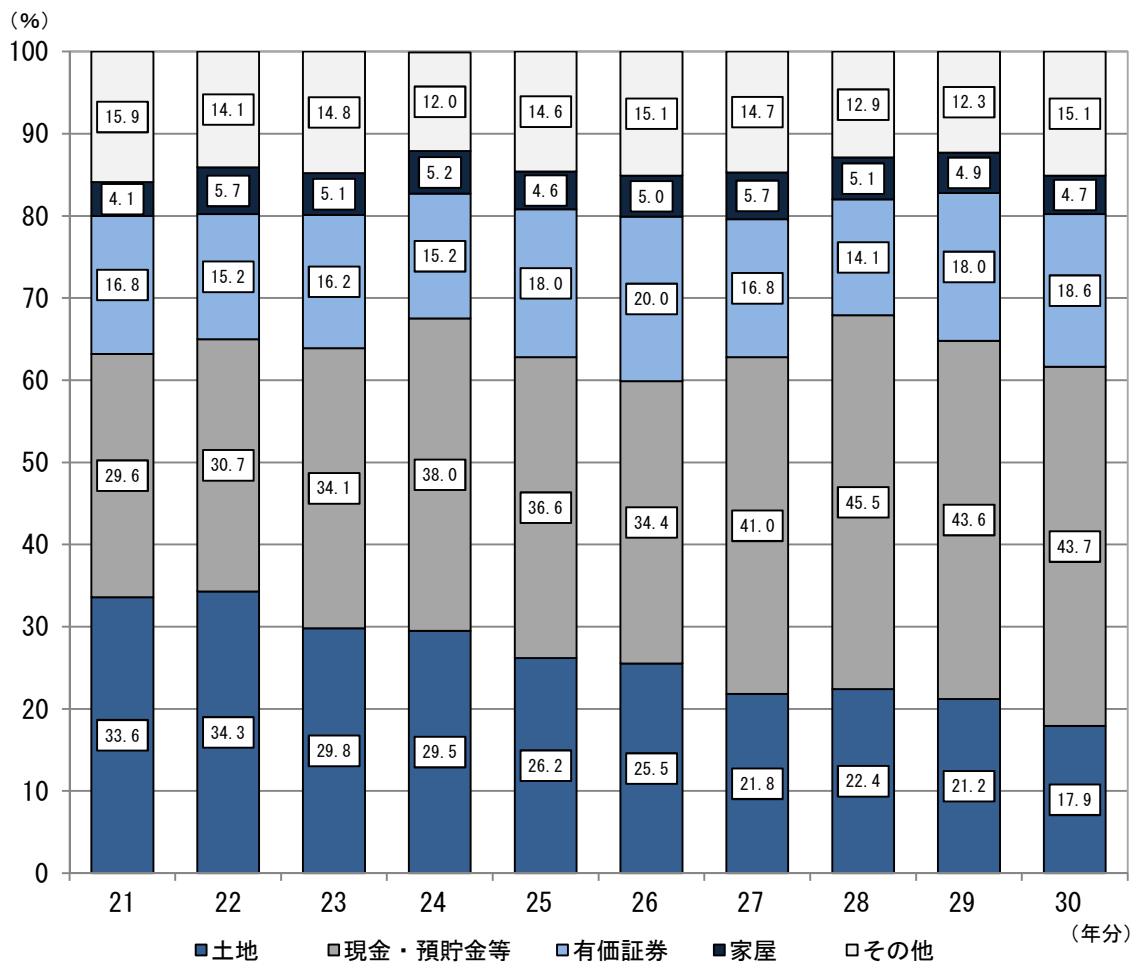
## 4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

項目 年分	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成21年	248	30	124	219	118	739
22	251	41	111	225	103	731
23	221	38	120	254	110	743
24	208	37	107	267	84	703
25	196	35	134	273	109	747
26	206	40	161	278	122	807
27	255	66	197	480	173	1,171
28	259	58	163	526	149	1,157
29	271	63	231	559	158	1,282
30	217	57	225	530	183	1,212

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

## 5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。